

消防団

【消防団】

- ・消防団は消防長または消防署長の所轄の下に行動する。
- ・消防団は消防長または消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。
- ・消防長または消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物および期日または期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員※₁に立入検査または質問をさせることができる。

※₁ 消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員

【消防団の組織】

- ・消防団の設置・名称・区域は条例で定める。
- ・消防団の組織は市町村の規則で定める。
- ・消防団員の定員は条例で定める。
- ・**団員 班長 部長 副分団長 分団長 副団長 団長**

【消防団員】

- ・消防団の長は消防団長とし、消防団の推薦に基づき市町村長が任命する。
- ・消防団員は市町村長の承認を得て、消防団長が任命する。
- ・消防団員に関する任用・給与・分限および懲戒・服務その他身分取扱いに関しては、消防組織法に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。
- ・消防団員の階級ならびに訓練・礼式および服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
- ・消防団員は非常勤であり、地方公務員法に基づく特別職の地方公務員

【非常勤の消防団員に対する補償】

- ・消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、市町村は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。
- ・消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は条例で定めるところにより、その者※₁に退職報奨金を支給しなければならない。 ※₁ 死亡による退職の場合には、その遺族